

第46回大阪市男女共同参画審議会 会議録

1 日時

令和7年8月29日（金） 15時30分から17時30分

2 会場

本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

（審議会委員）

出水委員 大束委員 岸本委員 小林委員 佐伯委員 清水委員 鈴井委員
朴木委員 前田委員 増田委員 ますもと委員

※オンライン出席

千田委員 徳野委員

（事務局）

渡辺市民局理事、樹杉男女共同参画課長、西田雇用女性活躍推進課長、村上男女共同参画課長代理、榎並配偶者暴力相談支援センター担当課長代理、藤原雇用女性活躍推進課長代理、辻井男女共同参画課担当係長、奥男女共同参画課担当係長、足田雇用女性活躍推進課担当係長

（大阪市男女共同参画推進本部）

森岡総務局人事部人事課長代理、片桐健康局健康推進部健康施策課長、高島こども青少年局企画部企画課事業調整担当課長代理、木村危機管理室危機管理課長

4 議題

（1）会長・会長代理の選出について

（2）「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」令和6年度の取組状況について

（3）「大阪市男女共同参画基本計画～第4次大阪市男女きらめき計画～」の策定について（中間報告）

（4）困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の推進と進捗管理について（報告）

5 配付資料

資料1 「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」令和6年度
実施状況報告

補助資料 具体的取組にかかる事業の進捗管理票

資料2 「大阪市男女共同参画基本計画～第4次大阪市男女きらめき計画～」の策定につ
いて（中間報告）

資料3 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の推
進と進捗管理について（報告）

参考1 大阪市男女共同参画審議会委員名簿

参考2 大阪市男女共同参画審議会規則

参考3 大阪市男女共同参画審議会運営要領

参考4 大阪市男女共同参画審議会専門調査部会委員名簿

参考5 出席者名簿

参考6 配席図

参考7 「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」（概要版冊子）

参考8 「大阪市男女共同参画基本計画～第4次大阪市男女きらめき計画～」 素案

6 会議録

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

ただいまより第46回大阪市男女共同参画審議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席賜り厚くお礼申しあげます。

私は、進行役を務めさせていただきます、男女共同参画課長代理の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の会議進行についてご案内させていただきます。

本日は会場出席とインターネットを介しましたオンラインでの出席による開催となります。そのため、ご発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。

また、会場出席の審議会委員の方は、ご着席のまま、マイクを通してお話いただきますよう、お願い致します。

オンライン出席の委員の方は、カメラをオン、マイクをオフを基本といたしまして、ご発言の際のみ、マイクをオンにしてくださいようお願いいたします。

なお、オンライン出席の方向けに会場にカメラを設置しております。ご了承ください。

次に、本審議会は「審議会の設置及び運営に関する指針」により公開となっております。

個々の発言要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成し、ホームページ上に公表することとなりますので、ご了承願います。

傍聴者におかれましては、お手元の傍聴要領を順守くださいますようお願い申し上げます。

以上、審議会の円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、市民局理事の渡辺より、ごあいさつ申し上げます。

○事務局（渡辺市民局理事）

ただいまご紹介ありました市民局理事の渡辺でございます。

本日も8月の末にも関わらず、36度を超える本当に大変暑い中でございます。このような中、皆様方にご出席いただきまして本当にありがとうございます。一言私の方からご挨拶をさせていただきます。

皆様方には平素より、本市の男女共同参画施策はもとより、市政の各般に当たりまして、格別のご高配を賜り深く感謝を申し上げます。

第12期の皆様方での初めての審議会となりますけれども、委員の皆様それぞれのお立場から忌憚ないご意見をいただければというふうに存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、令和3年3月に策定いたしました大阪市男女共同参画基本計画であります、第3次大阪市男女きらめき計画に基づきます、令和6年度の取組み状況を報告させていただきます。その後、現在、専門調査部会員の皆様と議論をさせていただいております。第4次大阪市男女きらめき計画の策定状況について、中間報告をさせていただきます。皆様からの今後の施策についてご助言を賜りたいというふうに考えております。

これまでの取組みによりまして、社会の多くの分野で男女共同参画の視点を踏まえた取組みが広がってきておりまして、一定の成果が見られるというふうに考えておりますけれども、男女間の賃金格差の問題や、施策方針決定過程への女性参画の低さ、未だに残る固定的な性別役割分担意識や、性別による無意識の思い込み、そして身体的なDVだけでなく、精神的経済的DVの問題など、解消に向けて取組みが必要な課題がまだまだ残っております。

本日いただきましたご意見を今後の施策展開に活かしてまいりたいと考えておりますので、限りある時間ではございますが、本市の施策に対する活発なご議論をお願い申し上げます。

ましてご挨拶とさせていただきます。
本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

引き続きまして、事務局にて進めさせていただきます。本日は、第12期の委員の皆様による初回の審議会となります。

本審議会の委員名簿は、配付資料の「参考資料1 大阪市男女共同参画審議会委員名簿」のとおりです。15名の審議会委員の内、前期から継続いただいた委員は10名となり、今回の委員改選で山下委員、古積委員、高見委員、中田委員、野上委員、に代わり、新たに公募で出水委員、増田委員、市会議員の岸本委員、清水委員、ますもと委員、の5名の委員が新たに選出されております。

それでは、本日のご出席の皆さまについて、お手元の「参考資料5 出席者名簿」の順にご紹介させていただきますので、その場でご一礼くださいますようお願い致します。
まず最初に、市役所にご出席の方からご紹介し、その後オンラインでご出席の委員をご紹介いたします。

それでは公募委員 出水様でございます。
佛教大学社会学部 教授 大束様でございます。
市会議員 岸本様でございます。
大阪商工会議所人材開発部 部長 小林様でございます。
NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西 中河内支部長 佐伯様でございます。
市会議員 清水様でございます。
大手前大学大学院 国際看護学研究科 研究科長 鈴井様でございます。
神戸大学 人間発達環境学研究科 名誉教授 朴木様でございます。
大阪市地域女性団体協議会 会長 前田様でございます。
公募委員 増田様でございます。
市会議員 ますもと様でございます。

次に、オンラインでご出席の委員をご紹介いたします。
神戸学院大学経営学部 教授 千田様です。
日本労働組合総連合会 大阪府連合会 大阪市地域協議会 事務局長 徳野様です。

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
なお、お時間の都合上、「参考資料5 出席者名簿」の2ページ目に沿って、配席の前列

のみ紹介を口頭でさせていただきます。

先ほどごあいさつ申しあげました、渡辺市民局理事です。

樹杉男女共同参画課長です。

西田雇用女性活躍推進課長です。

榎並配偶者暴力相談支援センター担当課長代理です。

藤原雇用女性活躍推進課長代理です。

続きまして、主な事業の所管局を紹介いたします。

森岡総務局人事部人事課長代理 です。

片桐健康局健康推進部健康施策課長 です。

高島こども青少年局企画部企画課事業調整担当課長代理 です。

木村危機管理室危機管理課長 です。

以上、お手元の出席者名簿の通りとなりますので、ご確認くださいませ。

次に配付資料の確認をさせていただきます。

本日の会議次第が表紙になっております資料をお手元にお願いいたします。

資料 1 大阪市男女共同参画基本計画 第3次の令和6年度実施状況報告

補助資料 具体的取組にかかる事業の進捗管理票

資料 2 大阪市男女共同参画基本計画 第4次の策定についての中間報告

資料 3 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の推進と進捗管理についての報告

参考 1 大阪市男女共同参画審議会委員名簿

参考 2 大阪市男女共同参画審議会規則

参考 3 大阪市男女共同参画審議会運営要領

参考 4 大阪市男女共同参画審議会専門調査部会委員名簿

参考 5 出席者名簿

参考 6 配席図

参考 7 大阪市男女共同参画基本計画 第3次の概要版冊子

参考 8 大阪市男女共同参画基本計画 第4次の素案

となっております。ございますでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題（1）会長・会長代理の選出です。

まず会長の選出でございますけれども、お手元の参考資料 2 大阪市男女共同参画審議会

規則をご覧ください。

規則第2条に定められておりますように、会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、僭越ながら事務局案としまして、現在次期計画策定中ということもございしますので、審議会会長には、前期の審議会会長であり、現在、大阪市男女共同参画審議会専門調査部会の会長を務めていただいております朴木委員にご就任いただいておりますけれども、いかがでしょうか。

特にご異議がないようですので、朴木委員に引き続き会長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。それでは、恐れ入りますが、会長席へご移動をお願いいたします。

それでは、皆様方のご賛同によりまして、本審議会の会長に選出されました朴木会長から一言ご挨拶いただけますでしょうか？

○朴木会長

改めまして朴木でございます。よろしくお願いいたします。

一言ご挨拶ということですので、私もこの間のことを振り返ったり、いろいろなことを考えてみました。本年2025年は女性差別撤廃条約を日本が批准した年から数えて、40年目です。節目の年ということになります。40年間振り返ってみますと、ずいぶん変わったと私には思えることがあります。

ですが、若い方にとってみれば、何が変わったのちょっとよくわからないというようなことではないかと想像しております。ずいぶん変わって良くなったと思っておりますけれども、良くなったという評価でいいのかと言いますと、まだまだ課題は山積みで、単純に良くなりましたと言って終わる気にはなれないということだと思います。

ご存知のように世界フォーラムが、世界146カ国のジェンダー平等に関するランキングを毎年発表しておりますが、日本は下から数えた方が早いです。118位あたりを行ったり来たりしているという状況です。

日本は何もしなかったというわけではなくて、日本の進歩よりも他の国の進歩の方が遥かに早かったということだと思います。順位ですから相対的なもので、あれよという間によその国はもう先に行ってしまった、と、そういうことではないかと思えます。

世界的に見て云々ということだけではなくて、身の回りのことを考えてみますと、別に世界何位であろうが、これでいいのかということもまだ残っているように思います。

ご承知の通りですが、男女平等とかジェンダー平等は人権の問題に他ならないですが、具体的に言えば、先ほどもご挨拶にありましたように、経済発展、市発展という点から見る

と、このままでは市発展は難しいだろう。やはりそこは平等度を高めていって、より活性化できる体制を作らないといけないと思いますし、よく言われている少子高齢化を乗り切るためには、男女共同参画あるいは男女平等がないと乗り切ることは、ほぼできないということだと思います。こんなお話をしていますときりがありませんので、このぐらいで終わりますが、男女共同参画がそういうものであるということを踏まえて、大阪市では、今年新しい5年間の計画を作るという節目に立っておりますので、より良く、より住みやすい大阪市ということが実現できるように及ばずながら頑張りたいと思っております。委員の皆様、それから行政の皆様よろしく願いいたします。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

朴木会長、ありがとうございました。

続きまして、会長代理の選出でございますけれども、お手元の参考資料2 規則第2条において、会長が指名することとなっておりますので、朴木会長から指名いただきたいと存じます。

○朴木会長

それでは、私から指名させていただきます。

会長代理には、本日ご欠席ではございますが、前期の審議会会長代理、また大阪市男女共同参画審議会専門調査部会長代理として現在ご尽力いただいております、鳥生委員にお願いしたいと考えております。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

鳥生委員につきましては、ご指名がありましたことを事務局よりお伝えさせていただきます。それでは、これよりの議事進行を朴木会長にお願いいたします。

○朴木会長

それでは早速ですが、議事の（2）以降の本日の議事といたしましては、

「第3次男女共同参画基本計画の令和6年度の実施状況」、

「第4次男女共同参画基本計画の中間報告」、

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の推進と進捗管理についての報告」となっております。

まず「第3次男女共同参画基本計画の令和6年度の実施状況」と「第4次男女共同参画基

本計画の中間報告」これにつきまして事務局よりご説明いただいた後に、皆さまからのご意見をいただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（西田雇用女性活躍推進課長）

改めまして雇用女性活躍推進課長の西田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは第3次大阪市男女きらめき計画の令和6年度実施状況報告のうち、施策分野1の部分についてご説明させていただきます。資料につきましては資料1になります。1枚おめくりいただきまして、施策分野1あらゆる分野における女性の参画拡大でございます。

ここには基本的方向1と2がございまして、全部で11項目の指標を掲げております。

現行の第3次計画は、その計画期間を令和3年度から7年度の5年間としており、この成果指標につきましては、計画の策定時から5年後を見据えた目標値を示すとともに、途中成果として、令和6年度時点での現状値をお示ししています。

この表の上から3つ目、女性の継続就労を進めている企業の割合、5つ目の管理的職業従事者における女性の割合および表の最下段の地域活動において、女性の参画が進んでいると答えた市民の割合の3項目につきましては、他の主要項目と比較いたしましても、目標値への達成が難しい状況であると考えており、これらを中心にご説明をさせていただきます。

まず、女性の継続就労を進めている企業の割合および管理的職業従事者における女性の割合についての取組は、2ページの表をご覧ください。

こちらの表は、基本的方向1の令和6年度の具体的取組事業の実施状況、並びに目標値実績値等を記載したものでございます。この表の一番上の段、企業等の女性活躍推進に向けた認証および啓発支援事業でございますが、取組は順調に進んでおり、目標への自己評価は達成としているところでございます。

少しご説明させていただきますと、本市では、働きやすい職場環境の整備を積極的に推進する企業などを大阪市女性活躍リーディングカンパニーとして認証し、その取組を広く普及させているところです。

目標値80件以上に対し、実績値は88件となっており、成果指標でもございます女性活躍リーディングカンパニーの認証累計件数は、6年度末で977件と、令和7年度の1,000件以上の目標達成はほぼ確実となっているところでございます。

アウトリーチ啓発として、女性活躍の取組の意義、重要性について啓発を行った企業の数につきましては、目標の1,500件以上に対し、実績値は1,601件となっており、取組支援である、女性の活躍に向けた環境整備支援を行った企業の数につきましては、目標の150件以上に対し、実績値は369件となっており、両項目においても、令和6年度の目標値を達成しております。また、それ以外の各事業につきましても、令和6年度の目標値を概ね

達成しているところでございます。

次に1ページお戻りいただきまして、下段の具体的取組に係る事業の実施状況についてご説明をいたします。

企業における女性活躍の推進、女性の多様な働き方の実現、大阪市役所における働きやすい職場づくりと、女性の参画拡大の取組について概ね計画通りの実施となりました。

2つ目の女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認証する、女性活躍リーディングカンパニー認証事業におきましては、女性活躍に取り組む意義や必要性について各企業へ啓発するとともに、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、働きやすい職場環境づくり等に向けた取組を進めました。

2ページ目に移りまして、1つ目、男女ともに仕事と家庭を両立して働く意義が浸透し、意識改革や行動変容に繋がるよう、様々な機会、手段での男性の家事・育児等への参画、女性のキャリアアップ等の意識啓発やノウハウの提供に取り組んでまいりました。最後の大阪市役所におきましても、男性の育児休業取得率が大きく伸びており、更なる取組強化を図るとともに、女性職員の管理職登用についても取り組んでまいります。

続きまして3ページ下の表をご覧ください。

成果指標の地域活動において、女性の参画が進んでいると答えた市民の割合への取組についてご説明をさせていただきます。令和6年度の取組につきましては、1点目の女性活躍推進情報発信事業において、情報発信の取組は順調に進んでおり、目標を達成しております。地域で活躍されている女性の活躍事例等の情報発信については、地域で活躍するロールモデルの情報等、目標通り7回7例の事例について発信を行いました。また専用サイトや各種SNSで講座やイベントなどの情報も発信しているところでございます。

4ページに参りまして、本市では女性が地域生活の場において、生き生きと主体的に活躍されることを応援するべく、女性チャレンジ応援拠点をクレオ大阪中央内に開設しております。利用者数も目標の1,200人以上に対し、令和6年度の実績値は1,209人となりました。ちなみに令和5年度の目標は1,000人で、実績は1,028人ということで6年度は少し目標を上げてきたところでございます。

なお、6年度の女性チャレンジ応援拠点の利用者満足度は99%となっており、利用者数、満足度ともに、いずれも目標値を上回る結果となっております。

1ページ前にお戻りいただきまして、3ページ中段の具体的取組に係る事業の実施状況についてご説明をいたします。

女性の地域活動への参画促進のための環境作り、地域で活躍する女性の育成支援の取組に

ついて、概ね計画通りの実施となっております。

2つ目、女性が地域で中心的役割を担う意義、重要性がより浸透するよう、ウェブサイト等を活用した啓発にも取り組み、地域で活躍する女性の活動事例、ロールモデル等を発信してまいりました。

3つ目、女性チャレンジ応援拠点において、地域活動に参画意欲のある女性や活躍中の女性を対象に、知識、ノウハウの習得や活動のレベルアップ等の機会として活用いただけるよう、ワークショップや交流会を開催してまいりました。

それでは、4ページに移りまして、中段以降の課題と今後の方向性についてご説明いたします。こちらは6年度までの状況を踏まえた課題認識および今後の方向性につきまして記載しております。

1つ目、本市の女性活躍リーディングカンパニー認証事業は、平成26年度から制度を開始し11年が経過したところでございます。成果指標にもあげております認証件数は、令和7年度の1,000件以上の達成については、ほぼ確実と考えておりますけれども、中小企業においては、なかなか取組が進まない傾向にございます。より効果的な勧奨に努め、取組支援の充実を図っていく必要があると考えているところでございます。

2つ目、大阪府内の管理的職業従事者に占める女性の割合は、コロナ禍による影響からは上昇傾向にあるものの、以前の水準、令和元年の水準には戻りきっておりません。17ページを御覧いただきたいのですが、令和元年は20.9%でしたが、令和2年15.1%、令和3年14.6%、令和4年14.3%と下降傾向にございましたが、令和5年からは少しずつ回復状況にございまして、令和6年度には19.1%まで回復しているという状況でございます。

4ページにお戻りいただきまして、女性を管理職等に登用しにくい理由を企業などで確認いたしますと、「特に理由はない」という企業が多いものの、「候補となる女性職員が少ない」「勤続年数が足りていない」等の理由が多く、また、「女性自身が希望しない」という理由も挙げられており、女性の継続就労や管理職登用の推進、健康支援の取組を行っていく必要があると考えております。女性のキャリア形成には、仕事と家事、育児等の両立支援に加えて、女性特有の症状を踏まえた健康の両立も求められてきているところでございます。女性従業員の約4割が健康課題により、職場で何かを諦めた経験があるとしており、女性の継続就労、管理職登用にあたった課題となっております。また、企業において、PMSに対応した制度を実施している企業は7.1%にとどまっており、これらに対する取組を推進するための啓発が必要であると考えているところでございます。

地域における女性の参画拡大につきましては、活動指標においては、目標を達成している一方で、成果指標は36.6%にとどまっております。市民意識調査によりますと、地域での女性リーダーを増やす障害になると思うものは、育児、介護、家事負担が最も多く、次い

で慣習等が続いており、これらの解消を図る必要がございます。

女性の地域活動への参画を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの推進やアンコンシャスバイアスの解消、地域で活躍する女性ロールモデルの発信など、女性が地域活動に参画しやすい環境作りを行うとともに、地域で活躍する女性の育成支援などの取組が必要であると考えているところでございます。

施策分野 1 につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（樹杉男女共同参画推進課長）

つづきまして、施策分野 2 に関して、資料 6 ページをご覧ください。

まず、成果指標の状況ですが、上からふたつは、いわゆる社会的 DV やデート DV についての理解度、認知度にかかる指標です。R6 年度の参考値は 60%、43%程度となっており、目標には、まだまだ乖離がある状況です。3 つめの DV の専門相談窓口の認知度については、約 90%と高い数値であり、目標を達成しております。

大阪市がん検診受診者につきましては、R6 年度から新計画が策定されておりますため、本計画では R5 年度までの計画の目標値と、R5 数値を記載させていただいております。25 から 44 歳までの女性の就業率については増加しておりますが、いまだ全国平均には届かない状況です。

続きまして、基本的方向 3 にかかる主な具体事業の状況をご説明させていただきます。

6 ページから 7 ページをご覧ください。

DV 専門相談に寄せられた相談件数は、依然として 3,000 件を超える数値で推移しております。

また、11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、暴力根絶等のメッセージを込めて、市役所本庁舎や大阪城天守閣でのパープルライトアップと街頭啓発を行っております。DV 被害者への支援では、緊急一時保護や、安全管理員による各所への同行支援の他、施設入所中の専門スタッフによる心理的ケアなどに引き続き取り組んでおります。

つづいて、基本的方向 4 に関して、8 ページをご覧ください。

女性に多い骨粗しょう症検診については、がん検診やイベント等との併設実施などにより、昨年度の 13,627 人より 1,000 人以上増加しておりますが、まだ目標値には達成しておりません。また、がん検診については、特定年齢の市民に対して無料クーポン券と受診案内を配布するなど、受診者数向上に向け取り組んでおります。引き続き効果的な広報周知について工夫しながら、受診者数の向上を図ってまいります。

続きまして、基本的方向 5 に係る具体事業の実施状況です。9 ページをご覧ください。

困難・課題を抱える女性を対象にした LINE 相談は、LINE を入口として文字のやりとりによるチャット形式で相談できる窓口として定着してきていることから毎年度増加傾向にあります。満足度については、令和 5 年度に目標値を 70% から 80% 以上に引き上げたところですが、今年度についても 85% と数値目標を達成しております。

「ひとり親家庭サポーターによる相談事業」では、キャリアコンサルタントや社会福祉士の有資格者などがサポーターとなり、就職や自立支援に関するきめ細かな相談支援を行っています。その解決件数は目標値を上回る 99.4% となっています。

さらには、生活困窮者に対する自立支援事業や、「市民後見人」の活動支援、性の多様性に対する啓発など、多様な観点からの取り組みを実施しています。

以上が、施策分野 2 にかかる具体事業の状況です。続きまして、9 ページ・10 ページをご覧ください。主な課題と今後の方向性を記載しております。

DV に関する理解度につきましては昨年度の数値より約 21% 増加しておりますが、令和 7 年度の目標である 80% と乖離がある状況になっております。DV に関しましては将来の DV 加害者、被害者、傍観者を減らすため、若年層に対する啓発を行うことが必要であると考えております。

この分野に関連する動きとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく本市の基本計画を昨年 3 月に策定し、基本計画に基づき、様々な支援を実施しているところであります。当該計画に関する取組みについては、後ほどご報告させていただきます。

続きまして、施策分野 3 についてご説明いたします。資料の 11 ページをご覧ください。まず、成果指標の状況ですが、「保育所等の利用定員数」は、R6 年 4 月時点で 61,538 人を確保となっております。なお、待機児童数は令和 6 年 4 月 1 日現在、2 名となっております。

「女性の悩み相談の認知度」につきましては、「令和 7 年度 60% 以上」を目標としているところですが、R6 年度数値は 42.6% にとどまっています。

「社会全体として男女が平等であると思う市民の割合は、「11.8%」と伸び悩んでおりますが、男女の役割分担にかかる意識に関しては、令和 6 年度数値は「24.5%」と、着実に少なくなっております。

「地域防災活動に女性の参画が必要だと思う市民の割合」は、目標値が「令和 7 年度 70% 以上」のところ、「89.7%」と大きく上昇しており、目標数値を達成しております。

続いて、基本的方向 6 に係る事業の状況です。12 ページをご覧ください。

女性総合相談については、昨年度に引き続き約 12,000 件の相談がありました。相談窓口の周知については、SNS や区広報誌への掲載など周知に努めていますが、先ほど申し上げ

ましたとおり、成果指標である相談窓口の認知度は42.6%にとどまっており、効果的な手法を検討しながら引き続き周知に努める必要があると考えております。

続きまして、資料の13ページをご覧ください。

基本的方向7に係る主な事業につきましては、市内に5館設置している大阪市男女共同参画センター「クレオ大阪」を拠点として、男女共同参画の理解促進を目的に、本計画の施策分野に沿った様々なテーマでの講演会や地域団体・学校への出前セミナーを実施しました。受講者の満足度はいずれのセンターも平均95%を超えており、今後も多様な講演会、セミナー等を実施していきたいと考えております。

続きまして、14ページをご覧ください。

基本的方向8につきましては、講座や出前セミナーの開催などにより、地域防災活動への女性参画に向けた啓発について概ね計画通り実施しました。

また、市民局で作成しました、男女共同参画の視点を取り入れた防災を考える「きっかけ作り」となる啓発動画を本庁舎等において放映するほか、令和7年3月に大阪メトロ御堂筋線において車内放映する等広く啓発活動を実施しました。

続きまして、資料14・15ページをご覧ください。

基本的方向9に係る具体事業の状況としましては、情報誌クレオやホームページなどで、男女共同参画に関する現状や課題について国際的な動向も踏まえた情報発信を行いました。

以上が施策分野3にかかる事業の実施状況です。

15ページ16ページに、課題と今後の方向性を記載しております。

男女ともに多様な生き方、働き方を選択できるよう、育児・介護に関する支援基盤や相談体制の充実を図っていくことが重要です。

また、地域防災への女性参画の促進は、防災分野に限らず、施策分野1の地域で活躍する女性の参画拡大にもつながっていくものであり、引き続き取り組みを強化していきたいと考えております。

一方、成果指標をみると、「社会全体として男女平等と思う市民の割合」が低いことなどから、引き続き、性別による固定的な役割分担意識の解消等、意識啓発に向けて取り組んでいく必要があると考えています。

そのためには、特に若年層や行政に関心の薄い層への啓発について着実に対象者に届く効果的な広報・啓発の手法を検討する必要があると感じております。

非常に長くなりましたが、令和6年度 of 取組状況について、ご報告は以上でございます。

つづきまして、資料2をご覧ください。

第4次計画の策定に向けて、現在専門調査部会において議論を進めているところでございます。第4次計画の答申については年明けの予定をしておりますが、現段階の進捗状況について報告させていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。昨年12月の審議会での諮問後、3回、専門調査部会を開催しております。3回の専門調査部会の中で、方向性や施策の骨子、現状分析と課題、次期計画における主な具体的取組や計画目標、成果指標等について議論を行ってまいりました。

3ページをご覧ください。次期計画の性格としましては、市条例に基づく基本的計画として位置づけるとともに、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画、DV防止法に基づく市町村基本計画としても位置付けるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく本市基本計画もふまえて策定をしております。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としており、計画によりめざす社会として4つの項目を記載しております。

次に4ページをご覧ください。第4次計画の施策の骨子案になります。施策分野を3つたてております。

1つめは、男女共同参画に向けた意識改革として、ジェンダー平等について正しい理解がされ、性別に関わらず、だれもが、生き方や働き方を自らの意思で選択できる意識が形成され、社会全体として男女共同参画の実現に向けた機運が高まっている状態をめざしていきます。

この分野の基本施策は1つで、

基本施策1 ジェンダー平等の理解促進と固定的性別役割分担意識の解消において、普及啓発の取り組み強化、こどもや若年層への教育啓発、男性への理解促進等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に施策分野2としまして、だれもがあらゆる場で活躍できる環境づくりとして、働きたい女性が働き続けることができ、性別の違いで処遇に差がない職場環境を作っていくことと、子育てや介護などが男女に偏ることなく分担されること、地域活動等さまざまな活動の場で男女が対等な立場で参画できる状態をめざしてまいりたいと考えております。

基本施策2の働く場での女性活躍とワーク・ライフ・バランスの促進としまして、女性への多様な働き方に関する支援、誰もが働きやすい企業等での環境整備、男性に対してライフイベントへの参画促進と支援、大阪市役所での率先した取組みをしていくこととしてい

ます。

基本施策 3 の地域での女性参画拡大については、防災分野への女性参画の促進を進め、地域における女性の活躍へつなげていきたいと考えております。

最後に施策分野 3 のだれもが安全に安心して暮らせる社会づくりについてですが、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会規範の定着、困難を抱える方への相談支援体制が整って安全安心に暮らすことができること、生涯を通じて健康が維持されて活躍できる、そういった状態をめざしてまいりたいと考えております。

基本施策としましては、基本施策 4～6 で、相談体制の充実、様々な困難を抱えた方への支援と生涯を通じた健康支援に取り組んできたいと考えております。

以上が施策の骨子となります。続いて 5 ページをご覧ください。ここからは参考資料 8 の計画素案もあわせて御覧いただければと思います。

まず次期計画に向けての現状分析と課題についてですが、現在本市を取り巻く状況も踏まえた分析を計画素案の 5 ページから 27 ページに記載しております。個々のご説明については割愛させていただきますが、この分析と課題を踏まえまして、次にご説明させていただく具体的取組を検討しております。

具体的取組は、素案の 30 ページから 38 ページに記載しております。基本施策ごとに、その趣旨及び具体的施策を挙げております。全てをご説明すると分量が多くなってしまいますので、新しい取り組みや事業手法によるものを抜粋してご説明させていただきます。

資料 2 の 6 ページ及び素案の 30 ページをご覧ください。

施策分野 1 の、普及啓発の取組強化としまして、多様なニーズに対応し、性別にかかわらず、だれもが利用しやすい総合的な情報発信サイトを構築してまいります。

次に素案 31 ページをご覧ください。こども・若年層への教育・啓発として、子どもたちがジェンダー平等や性別に関わる人権問題について理解が深まるよう、発達段階に応じて学べるリーフレットを作成、伝えるなど取組の充実をはかってまいります。

続きまして施策分野 2 ですが、素案 33 ページをご覧ください。誰もが働きやすい環境整備として、女性活躍を進める上で、女性の健康課題に対する取組の重要性を認識してもらうために、企業の経営者や働く女性に向けた情報発信やセミナー等を通じて理解促進に努めてまいります。

また男性のライフイベントへの参画促進と支援として、男性がアクセスしにくいビジュアルとなっている現在の情報発信ツールを改善し、あらゆる人に情報を広く届ける仕組みを整えてまいります。

最後に施策分野 3 について、素案の 35 ページをご覧ください。DV 相談窓口の認知度向上として、相談窓口についてのアンケートを行うことにより、相談窓口の認知度を高め、早

期に相談窓口につなげることで必要な支援を受けることをめざします。

次に素案 36 ページをご覧ください。DV に関する予防教育・啓発等の取組として、将来の加害者、被害者、傍観者を生まないようにするため、中学生向けのデートDV防止啓発リーフレットを活用したデートDV防止の啓発・予防教育授業を実施し、さらに、授業を受講した生徒に対し、アンケートを行うことにより記憶の定着を図るとともに、アンケートの回答から、重点的に取り組む方向性を確認してまいります。

資料 2 の 5 ページに戻っていただきまして、次期計画の目標・指標についてご説明させていただきます。素案の 39 ページ・40 ページをあわせて御覧ください。計画全体を通して達成する計画の目標は「男女平等に向けて社会が進んでいると思う市民の割合」としており、目標値については今後専門調査部会で議論してまいります。

全体を踏まえての変更ポイントとしまして、第 3 次計画から施策体系や取組みの柱に大きな変更はありませんが、より施策体系がわかりやすくなるようグルーピングを変更しております。

また目標、指標につきましては、全体の計画目標を新設したうえで、目標値を定め達成状況を確認していく「成果指標」と数値の推移を注視していく「モニタリング指標」を設定し、より取組みの成果等に合致するようにしております。

ここまでの次期計画の中間報告になります。続きまして資料 2 の 7 ページをご覧ください。今後の専門調査部会での議論の参考とするために、本審議会においてご助言いただきたい内容を記載しております。

全体を通して、多くの方が共感できる表現等の打ち出し方について。施策分野 1 については各対象の方への効果的な啓発手法について。施策分野 2 については、中小企業に女性の活躍推進を広めていく手法や、防災など地域活動へ女性の参画促進を進めていくための環境づくりの手法について。施策分野 3 については、効果的な相談窓口の啓発手法や、将来の DV 加害者、被害者、傍観者を減らすための取組みについてご助言を頂ければと思います。

最後に今後のスケジュールについてですが、8 ページをご覧ください。11 月開催予定の次回専門調査部会では 9 月に実施します市民意識調査の結果を踏まえたうえで目標値設定の議論を行う予定です。平行しまして、市役所内の部会等においても計画の策定状況を報告し調整を行い、その後 12 月には当審議会でご確認いただき、1 月に答申を行う予定です。その後答申に基づいた計画案を公表し、パブリックコメントを実施したうえで 3 月に計画策定の予定でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○朴木会長

ありがとうございました。

資料を一気にご説明いただきましてわかりにくかったかもしれませんが、もう一度資料をご確認ください。第3次きらめき計画についての成果および課題は、資料1の方です。

これは逐一ご報告いただき、令和6年度どうだったかということをご説明いただきました。

続きまして、次期の計画に向けて資料2大阪市男女共同参画基本計画、これが次期計画をこうしたいという内容で、これをご説明いただきました。この資料2のより詳しい内容が資料8になっております。

資料8は第4次の大阪市男女きらめき計画について、こういう文章にしますということを想定して作られておりますので、長い文章になっております。今日はこの長い文章を逐一説明していただくのは、大変だろうということで資料2にまとめてございます。したがって、これからの皆様方にご意見を伺いたいのは資料1と資料2、この二つを中心に、両方見ながらご意見や場合によってはご質問やいただければよろしいかと思います。

それで今回はその男女共同参画審議会としましては、基本計画の評価だけではなくて、次期に向けての計画というのを議論していかなければいけないという立場になっておりますので、大阪市の計画についても、次期計画についてどういうことであろうかという点をフィードバックしていければよろしいかと思っております。

特に事務局の方が審議会からの助言を受けたいとおっしゃっていますのが、資料2の7ページ目、第4次大阪市男女きらめき計画策定に向けた今後の議論についてということで、特に助言いただきたいというふうに挙げられていますものが、全体を含めて大きく四つです。

どこから議論していただいてもよろしいですけど、特にこういうところをフィードバックいただきたい、ご意見いただきたいということです。この項目に従って、以下ご意見いただければと思います。

男女共同参画計画が今回改定ということになりますので、1人でも多くの方が発言をいただきまして、多角的な立場からの検討ができればと思っております。

従いまして発言時間についてはご配慮いただきまして、できれば皆さん全員がご発言いただけるというふうにしたいと思います。大体50分程度となっておりますので、私の方から時間を見ながら、進めさせていただこうと思います。

ご発言の際には、お名前を名乗ってからご発言ください。それからリモート出席の方は手を挙げるボタンを押していただいて、そうしますと私の方で順番に当てさせていただきます。

それではどこからでもよろしいんですけど、区切った方が意見は出しやすいと思いますので資料2の7ページ、特にご助言いただきたい事項と書いてありますその下ですね。全体について多くの方が共感できるポジティブな表現等の打ち出しについて、いかがでしょうか。

これちょっとわかりにくいかもしれませんので少し説明させていただきます。例えばですね、子育て介護に関わる男女共同参画というようなことを考えたときに、家事子育て介護等3つ並べますと負担というようなことがイメージされて、負担を分け合いましょうみたいな、そういうメッセージが出される可能性もあります。現にそういうメッセージを出してきたという部分もあります。しかしそれは本当に負担というメッセージでいいだろうか、そうではなくて子育て、それから家事、介護についても人間的な活動であって、負担ばかりではなく、大切な誰かと関係維持して行って、その人たちとともに生きていくためのポジティブなものとして位置づけたいという流れがありまして、専門調査部会においてもそういう視点に立って考えましようと言ってきました。

ですから、表現と言いますと具体的な文章の逐一になりますので、今すぐ、どこかの文章の何かというわけにはいかないと思いますが、ポジティブな人間的な活動をみんなでやりましょうよというイメージが出せるような、何かそういう方法はありませんかという質問です。大変難しい質問ですからこれちょっと今すぐというよりも次の課題を出しながら、最後また全体に帰ってきたいと思います。

施策分野の1です。

男女共同参画に関して特に若年層や行政に関心の薄い層への効果的な啓発手法についていかがなものか。関心が高い方は自ら情報も得るような活動をしてくださいますし、放っておいていいというわけではありませんけれども、そこは前に向いて進んできたと思われ

ます。ところが関心が薄い層にどうやって届けるかということになりますと、これは結構難しい問題があると思います。その解決といいますか、それに向けた一つの方法として、小中学生向けの効果的な啓発を取り入れたらいかがかということで、次期計画を作ろうとしております。以上のことに関わりまして、ご意見ご質問あれば、どうぞどなたからでもよろしく願いいたします。

○大東委員

前回の審議会のときに、若い人たちの効果的な啓発方法は、若い人たちに考えてもらった方がいいのではないかということをお話させていただいたのですけれども、そのことについては、どのようになっていますでしょうか。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

前回大東委員にご意見いただきました、若い人たちに考えてもらう手法も事務局の方で活かしていきたいと思っているのですけれども、今回からの新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、再度ご意見を募ろうと思ったところです。

啓発するにあたって若い世代からしっかりと意識改革をしていかないといけないと思っています。啓発ツールも民間ネットアンケートで参考にとったところですが、実際 SNS でも LINE、YouTube はすごく使われていることは把握しています。

啓発の手法は SNS も使いながらになると思いますけれども、実際に子どもたちに考えてもらうことに加え、よく使っている啓発ツールや、その他にも何かこういうこともしていっていただけたらいいのかなというのがありましたら、さらにご意見いただければと思っています。

○大東委員

前回お話をさせていただいたのは、若い人に効果的な啓発方法を考えてもらうということで、若い人たちが使っているツールを使って啓発をやっていくということだけではなくて、若い人たちに考えてもらうということが、例えば今年度こんな形でされましたとか、何かそういうことがあればというようなことなのだと思います。

第3次の振り返りということもありますので、例えば、大学との連携の中で大学生にこういった啓発方法を考えてもらった方がいいのではないかということを前回の会議でもお話をさせていただきました。その後、第4次に向けて実際に何か試行的にやっていることはあるのでしょうか。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

試行的にといいますか、過去、大学生と一緒にキャリアやこれからのことを考えていくにあたって、女性活躍とか男女共同参画に関係する内容についても考えてもらいながら発表をしてもらう、ということは実施してきたところです。

第3次で取り組んできた内容を踏まえ、子どもたちに実際に啓発していく際に、第4次でこれから取り組む内容として更にブラッシュアップできればと思っています。

具体的にこれから取り組んで内容については、今検討もしているところなので、もう一つ

踏み込んだ形でこういう手法があるのではないかというところも踏まえてご意見いただければ幸いです。

○朴木会長

今は専門調査部会で、第4次計画を立てている途中ですので、第4次計画を立てるまでに若者グループの意見を聞いて、若い人たちへの啓発どうしたらいいですかというのを、答えを出していただくのが必要だとおっしゃっているわけですね。

そのあたりはできるのかどうか今すぐは答えるのは難しいと思いますけれど、若者グループに啓発方法について意見具申をするみたいなことをご検討いただきたいと思います。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

わかりました。

○清水委員

市会議員の清水と申します。

初めて参加させていただいたのですが、実は私26歳で多分若い層に入るのかなと思います、今お話を聞いていまして、いろいろご意見あるなと思いました。先ほどおっしゃったYouTubeとかLINEとか今の私どもの年代でしたら本当に一番身近な存在です。よく行政の方が活用していこうというときに、第1印象が大事で、どうしてもこういった男女共同参画とかもそうなんですけども、SNSで流れていることが、ちょっとだけネガティブな要素が強く、ポジティブに捉えにくいと思います。全体的にポジティブに捉えていただくために、例えば区民まつりとか、いろんな祭りで一部イベントスペースを持って何か面白いアンケートから入って行って、やっぱ男女参画は大事だよと発信できればいいかなと思います。私達からすれば、私も結婚させていただいているのですが、奥さんが働くのは当たり前だと思っていまして。家事を手伝うのは当たり前だと。男女平等という感覚がそこまで必要という感覚が薄れてきていると思うのです。その認識として、過去にこんなことがあって、まだまだこういう課題があるから、たくさんの人、若い世代にもやっぱ認識してもらいたい形というところで、昔こうやったから男性の方にも、もうちょっと女性が働きやすいようにしないとあかんよという意識ではなくて、例えば少子高齢化だから、これから働き世代がもっと必要だから、女性の方に働いていただくとか、これからの社会にとって女性の方が働きやすい環境というのは絶対的に必要だと思うので、もう少し重たい話ではなくて、ポジティブな話で、これから一緒にいろんなことを女性と一緒に生み出していこうとか、子どもを育てるために、2人の手で大きく包み込んで何か生活していこう

とか、ポジティブな発信を何かもう少ししていただければと思います。
LINE も YouTube も第 1 印象が寄ったところだったら、私達見ないですし、関心持たない。
YouTube も LINE も、自分が好きなものとか関心あるものしか出てこないの、ワンクリックで調べようとする、相当自分の関心がないとできないことなので、生活の一部として小中学校から教えるときもこういうのが必要ですよとか、日本では昔こうだったけれども、これからの社会で必要ですよという、ポジティブな発信をしていただければと個人的に思いました。

なぜそう思ったかという、いろんなイベントもしていただいています、参加すればほとんどの人が必要だと感じている。数値見ても思ったのですけれども、必要だというのは多分皆さんわかっていると思うのですよ。必要なのはわかっているからこそ、啓発を広げていく、啓発手法は、硬くなるのではなくて、先ほどおっしゃった若い世代のグループで意見交換してもらったとかも要旨の方にぜひ入れていただいて、大学生とのコミュニケーションの機会を作るとか、小中学生に考えてもらうとかでもいいと思うので、そういう機会をぜひ入れていただければと思います。以上です。

○朴木会長

一般論ではありますけど、ジェネレーションギャップすごいですよね。特にジェンダーとか男女共同参画とかこういう話になると、同じことを言っているつもりが実は違う内容だったという経験を私もしております。若い世代に向けては課題がいっぱいありますよという話よりも、もっとポジティブな、何か楽しいよみたいな雰囲気が出てくるような、あるいは楽しいというよりも、何か違う表現だと思いますけれど、若い世代もそうかと思ってくださるような何かを期待したいということですよ。他にいかがでしょうか。

○岸本委員

大阪市会議員の岸本です。

私も今回初めて参加させていただきまして、先ほどの施策分野 1 の男女共同参画に関して、特に若年層や行政に関心の薄い方への啓発手法についてということですが、私も実感させていただいているのは、いわゆる昔ながらの固定観念は、特に 60 代以上の男性、いわゆる昭和 30 年代以前に生まれている人の意識が、男は女はこうという考え方がかなり凝り固まっているのかなと。資料 1 の 11 ページにもありましたけれども、平日の家事、育児に費やす時間が 30 分を超える市民の割合この 20 歳から 40 歳代の男性の令和 6 年度の家事育児については 73.8%。こう見ると、やはり若い世代ではもう家事育児の役割分担とか、育児はまだ女性の方にウェイトが高いのかなとは思いますが、

そういったところは意識的に変わってきているのかなと思います。

ただ、若い世代の男性にも家事をしているのと聞くときがあるのですが、ゴミ出し手伝っていますとか、お皿洗っているときに拭くの手伝っていますとか、どうしても手伝っているという言葉が出てくるのですよね。手伝っているという言葉が出てくること自体が、まだまだ家事は奥さんがやるものだ、それを手伝ってやっているというのがまだまだ無意識のうちに刷り込まれているのかなと思います。ここをどう変えていくのかが大事になってくるのかなと、私個人的には思っているところです。

小中学生向けの効果的な啓発手法ということで、今後、第4次の計画の中にもリーフレット等の配布とか、それぞれの成長段階に応じてとなっているのですが、教育委員会には確認してないので既にやっているかもしれません、ライフプランニング教育、これを取り入れていったらどうかと。自分がこれから大人になっていってどういう仕事について、どれぐらいの年収があつてとか、結婚して家庭を持ったとき、子どもができたときに、家族として例えば男性だったら男性が、女性だったら女性が、自分が夫になったらこういう家庭を築いていきたい、妻になったらこういう家庭を築いていきたい、子どもができたなら妻と夫でどういうふうな育て方をしていくのか、という細かいところまで小中学校生のうちからみんなで話し合いながら、自分の考えもしっかり取り入れていくようなことを毎年何年かに1回やるか、それはわかりませんが。男性であるからとか女性であるからという考え方よりも、人として生きていく中で、また人として家庭を持っていく中で、どういう生き方をしていくことが大事なのかというのを培っていけるのではないかと意見を出させていただきます。

○朴木会長

実際にできるかどうかはまた様々な事情を考えないと決められないことだと思いますけれど、若い人に向けてそういう具体的な教育活動も含めて検討していきたいということですね。

○鈴木委員

前回の審議会でも、外国人労働者について、問題提起をさせていただきました。資料8の24ページを見ると、大阪は町工場もとてもあって、ここ10年は特にベトナム人の技能実習生とか労働者が急速に増えて働いています。昨年度私達が調査した結果では、男女ともに生殖年齢が半々程度流入してきているのですが、中国とか韓国はコミュニティが無数にあるので、サポート体制ができていますが、ベトナムはコミュニティがありません。妊娠をしたときに中絶を希望しても、中絶をしてくれる医療機関もすごく限られていて、そこへのアクセスがないために、自分で産み落として、殺すという犯罪に繋がり、

実際にニュースもなっています。大阪はすごく多くの人を受け入れているので、その辺りをせめて相談機関においては、ベトナム語とか他言語の医療機関の紹介とかっていうものも、ぜひとも取り組んでアクセスできるようにしていただきたい。アクセスできないから日本では違法である母国から持ってきた中絶薬を内服して、中途半端な中絶をしているということもあるので、そこのところはぜひとも取り組んでいただきたいと思っています。もう1点、困難女性支援法ができて、困難女性の定義を読ませていただくと、暴力を受けた女性もそこには入っているので、ここはDVだけなのですけど、大阪は性暴力被害、強姦とかは東京よりも多くワーストワンです。若干数年前減ったのですが、まだまだ多いので、その女性の暴力を受けた人への支援ということも重点施策として取り組んでいただきたいなと思っています。とりあえず2点、もし時間があつたらもう1個言いたいことがあるのですが後でよろしくをお願いします。

○朴木会長

2点目は、もう一度後で議論する機会がありますので、今は1点目だけということにさせていただきますのだけれど、啓発に向けて、多様な言語を使う、言葉の問題だけではないと思いますけれど多様な方法での発信ということですね。

○鈴木委員

そうです。生殖年齢がたくさん入ってきているということで、妊娠出産をしていて、育児も狭い中で夫と2人だけなので、そこに暴力も発生するということがあるので、啓発も大事ですし、アクセスできるところについて多言語を用いて伝えるということもしていただきたいと思っています。

○朴木会長

なるほど啓発だけではなくて相談業務も含めてとそういうことですね。それではよろしくご検討ください。

○事務局（樹杉男女共同参画課長）

多言語による相談に関しましては、ベトナム語は対応可能な言語になっておりますので、区役所などにご相談いただきましたら、手配の関係とかはありますけれども、対応させていただける形になっているかと思います。

○鈴木委員

区役所に行くということが、なかなか社会のシステムが違うので遠くなる。そのため直接どこに行ったらいいということを具体的に詳しく区役所にと書いていただいていると思うのですが、それがわかったらいいかなと思います。

○増田委員

先ほどの岸本先生の案と被っているところがあったのですが、私も小中学生向けというのは、ライフプランニング教育のようなものが、ゲーム感覚で行われることがあったらいいなと思っていて、ただ教育委員会の方がどうおっしゃるかわからないので、インフォーマルになるかもしれないんですけども、地域と一緒にそういった授業ができるシステムがあってもいいのではないかなと思っています。

その中で大人と子どもの考えていることが合わさっていくと、教育を受けていない大人たちも子どもたちがやっていることで、そうかなと思うのではないかと思います。

もう1点なのですが、今、大学生たちはそういう教育を受けていないので本当に多様なのです。私は幸いにも学生たちとたわいない話をする事が多いのですが、その中で、例えば継続就労を望んでいる場合には、最初から結婚出産を計画に入れずに自分の人生の計画を立てていますということを、迷いもなく言うんですね。でもこれからどう思うかわからないし、何かハプニングが起こるかもしれないし、そういったときのプランAだけではなくてプランBも考えてもらいたいなというふうに思うのですが、まだ若くて迷いなくそう思うことがあったり、一方で結婚それから出産までを予定に考えると、大学4年生のときに、就職をするか院まで進むかという選択の時点でも、もっと研究したいかということよりも、出産するまでのことを考えると、院に行くことを断念するとかというような相談を受けたりとかするんですね。

なので学生のワーキングチームができれば、もしかするとそのチームの人たちというのはジェンダーにも関心があって、すごく前向きなグループのワーキングになる可能性もあるので、先ほどのSNSの発信の中には、ポジティブもそれからネガティブもいろいろなロールモデルがどんどん発信されていくというような、ライフプランニングゲームの中に私はぜひハプニングも入れたらいいのではないかなと思っているのですが、そういった形で人生これからいろんなことがあるけれども、これさえ何とかなっていれば人間幸せになるんだよみたいなものが計画の中にあるといいなというふうに思いました。

長くなりましたけれども、以上です。

○佐伯委員

本業で実はそのライフプランニングを作るのを仕事にしているので、実際にライフプラン授業というのをやっています。現場サイドの先生たちにやってみませんかといったときにはすごく評価していただくのですが、実際に導入するのは学校側で難しいという状況があるのでその辺は下から上げるだけじゃなくて、やっぱり教育委員会とかから下ろしてもらえるとすごく僕らもやりやすくなるので、具体的にどんなことやっているかとかいうのがあれば、ご相談いただいたらお手伝いできることはたくさんあると思います。ということが1点。

お話の中で世代間のギャップがありますよということで、僕は男性の両立支援とかをやっている NPO なので、さっき清水委員の方がおっしゃっておられたように、若い方向けに今までやっていた講座とかセミナーをしても、うまくいかないことが増えてきているんです。例えば、男性の料理教室をやると、集まってくるのはシニアの男性ばかりなんです。もう世代的にやるのは当たり前なんです。だからそこに興味を持ってないのです。そこにギャップが出ているので、逆の言い方をすると若い人に向けての啓発と同時に、上の世代のエンパワーメントが必要だと思っていて、例えば、男性の育児休業の取得の支援をしましょうという話もするのですが、個別の社員さんがやるのではなくて、上司とか経営者がちゃんと考えていただかないといけない。ですので、今は育ボスって言って、イクメンじゃなくてボスに対して、そういうセミナーをするというのも講座をやっています。そういうのをしっかりとやっていくということも大事なのではないかなと思っています。これが2点目。

3点目、小中学生向けの効果的な啓発手法についてで言うと、こんなこと考えられませんかというのは、今、タブレットを配布していますよね。そこで啓発できるような手段手法というのはないでしょうかというのを考えていただいてもいいのではないかなと。

YouTube を見に行くとかだと清水委員おっしゃったように、自分の好きなものばかりがインフォメーションされてくるので、そこにたどり着くというのはなかなか難しいと思うのです。学校で配布されているものに何か検索したとき、ぱっと出てくるという形にすれば、もっと見てもらえる機会が増えるのではないかと思ったので、今は自殺予防とかで、活用されている事例が実際にあるので調べていただいたら出てくると思います。同じような手法でそういうのができるのでしたら検討いただけたらなというところです。

○朴木会長

教育委員会との連絡検討をよろしく願いしますという点と、必ずしも学校教育ではなくて地域教育みたいな、そういう形で何かが作れるのではないかということ。若い人への啓発それだけではなくて、上の世代。上の世代はずっと課題なのですけれど上の世代への啓発をどうするかとこのぐらいでまとめられるでしょうか？

○出水委員

私自身は防災学習のコミュニティを運営しておりまして、その中には小学生から高校生までの女子が意外と多いのですが、その子たちの様子を間近でみていますと子どもたちが自発的にやりたいと思うものと、そうでないものへの反応がはっきり分かれてきたなという印象があります。その中で先ほどもおっしゃっていたように、子どもがやる気になる、積極的に情報を取りに行くという方法として、今防災のユースたちの境界で熱いのは、〇〇甲子園みたいな形で、例えばジェンダー甲子園であったりとか、学校やクラス単位で何か新しいムーブメントを起こせる予感のあるもの、例えば防災だけに限らず観光分野でも観光甲子園というプロジェクトで大阪の中高生が地元の観光資源を掘り起こすことにとても熱心に取り組んでいる事例があります。

リーディングカンパニーの実績が非常に好調だということもあって、何かリーダー的な取り組みを行っている学校であったり企業だけではなく、社会の中でそういうグループだったり学校だったり特徴ある活動をしていくということが広がっていくと、うちもやろうよっていう感じになっていくのではないかなと。運動会でいうクラス競技みたいなものの、走りの早い子も力の強い子も、背の高い子も、小さい子も横に並んで足を縛って一列で進む競技（横ムカデ競争）では、どうやれば勝てるだろう、どうやればもっと早くなるだろうみたいなこと（課題解決）を子どもたち自身が自分たちで考えて作戦を立てていくという視点が興味深いです。男女共同参画もこうあるべきではなく、ゴールやルールの設定だけしておいて子どもたち自身がその戦略を考えるという視点があって良いと思います。

○朴木会長

ありがとうございます。

主体性を持った何かプログラムという意味ですね。上から教えるということだけではなくて、学ぶ方の主体性が出てくるようなプログラムという趣旨でよろしいですかね。

時間も残り少なくなってきたので、施策分野の2と3を一緒にご意見いただきたいと思います。中小企業における女性の活躍推進、これもずっと言われてきたことですが、結構難しい課題かと思います。それから、防災の話は今出していただきましたけれど、防災に関わっての地域活動への参画、それから早期に支援に繋がるための相談窓口、先ほど鈴木委員が言われましたけれど、相談窓口に来てくれる人はいいのだけど、来てくれない人、あるいは来る場所がわからない人にどうするかという問題ですね。

それと、DVの加害者被害者、それから傍観者にならないために、これ全部まとめてどなたか1点でもいかがでしょうか。

○大東委員

先ほどの状況報告書の基本的方向の3番のところで、目標値が達成できないということについて、お話があったのですが、女性の継続就労を進めている企業というのは、リーディングカンパニーの認証を受けた企業ということなのでしょうか。

○事務局（藤原女性活躍推進課長代理）

継続就労を進めている企業の割合といいますのは、リーディングカンパニー認証企業のみではなくて、本市の「企業調査」から数字を取ってきております。

○大東委員

リーディングカンパニーの認証という形で非常に努力されているということは事業としてはよくわかるのですが、そのことがこの数値を上げることになるのかどうかという関係がわかりにくいなということがあります。

だから女性の継続就労を進める企業の割合を、あと10%、20%上げようとするのであれば、何かもう少し別な方法が必要ではないか、特に今、施策分野2の中小企業における女性活躍で言うと、おそらく継続就労を進められている企業の中で、まだできていませんよと言っているのは中小企業が多いんですよね。

○事務局（藤原女性活躍推進課長代理）

おっしゃる通り、リーディングカンパニーの認証企業数は、令和6年度末で977件ですので、大阪市内の事業所数が約20万ある中でかなり少ない数にはなるのですが、その中で、毎年1,600社以上にアンケートを行い、認証を取れる可能性を探ったりするなどの啓発を行いまして、取組が広がっていくようリーディングカンパニーの認証事業を行っております。

リーディングカンパニー認証数がどんどん増えていくことで、継続就労の取組がまだ整っていない他の会社も、認証企業をロールモデルとしてみていただいて、自分の会社でもできそうなところを取り入れていただくような事業としております。

○朴木会長

間接的な関係ですよ、直接関係はないということですね。中小企業関係のことでどな

たかないでしょうか。

○小林委員

大阪商工会議所の会員企業の大半は中小企業です。私どもも大企業に比べると中小企業では女性の活躍が進んでいないということは意識しており、いろんな施策を進めています。先ほど施策分野1で関心の薄い層への効果的な啓発方法という問題があったかと思いますが、企業も一緒に、関心の薄い企業へのアプローチはとても難しい。セミナーや相談会などに参加される企業はそもそも関心があります。

先ほど委員の皆様から、若年層や高齢者も含めて、お祭りの一部でやるや、ゲーム感覚で行う教育といったご意見は非常に参考になりました。それを企業に置き換えた場合、委員の先生方のご経験の中でこういうことをすれば、関心が低い企業も関心を持ってくれるのではないかとという事例やアイデアがあれば、お聞かせていただければありがたい。

○ますもと委員

興味を持っていただくのも非常に重要だと思うのですが、我々も会派の中でハラスメント研修を必ず一度は受けなさいということで、全員が受ける形にさせていただいています。私も中小企業で10年ほど勤めさせていただいていたのですが、一度も研修を受ける機会がありませんでした。身近にいる中小企業で働いている方に聞いても受けたことがないということをおっしゃられる方も非常に多いです。

まだパワハラで泣く泣く辞めていくっていう方も非常に多いので、強制力のある何かを入れるっていうのは一つの手なんじゃないかなと思います。法律的な部分もあると思いますが。

○朴木委員

これはご検討いただくことになると思います。強制力と言われると、すぐさまそれに対応するということはないと思いますのでどういう形ができるのか。

○ますもと委員

例えば募集のところにハラスメント研修は絶対していますというようなことを記載すれば、女性は安心するかなと思います。求人にそれが必須と入っているだけでもかなり安心が違ってくるかなと思います。

○事務局（西田雇用女性推進課長）

なかなか企業に強制をするということではできません。ただリーディングカンパニーの認証にあたりまして、20ほどの項目があるのですけれども、その中にはそういう項目も入れているという状況です。ですので、リーディングカンパニー認証を広めていけば広げていくほどそういうことを対応していただいている企業が増えていく。またその認証を取っているということを、皆さんに知っていただく。取っている企業は、女性に優しい、また企業の経営基盤がきっちりしている、また考え方はきっちりしているということにも通じるかなと思います。そのあたりでリーディングカンパニーをいかに増やしていけるか。

先ほど課長代理も申し上げましたが、リーディングカンパニーの件数なのですが、977件と申しましたが、このうちの大体6割弱ぐらいが中小企業になっており、残りの4割が大企業です。ただ大阪市内でいいますと99%が中小企業になりますので、割合でいうとどうなのかという割合になってしまいます。そのような中で大企業は体力があるのでいろんなことやっていかれ、また法律も変わりますので大企業というのは取組がすごく迅速な状態にはなっています。ただ、中小企業はなかなか取組が進まない、そこまで体力がない、そこまで余裕がないという状況になってきていますので、そこにいかに訴えかける手法がないかな、ということをお聞きしたいと思い、今回ご意見をいただきたい項目としてあげさせていただいているところでございます。

○朴木会長

リーディングカンパニーを促進、これは頑張るということだと思いますがそれだけではなくて、私の意見になりますけど、企業の取組が進んでないところに実際に働いている人が、自分の企業ではなくて、行政の窓口に訴えていくことができるルートとか、雰囲気とか、宣伝とか、そういうものも合わせて作ること検討していただければと思います。企業が動かないと働く人は救われないと、これだと進んでいかないと思います。どういう形がいいのかは具体的にはわかりませんが、ご検討いただければと思います。

○増田委員

中小企業で働いている方がとても多いということで、中小企業の方々もリーディングカンパニーやりたいけれども、うちはそれだけのハラスメント教育とかそういったものがないから諦めている企業様もいらっしゃるのであれば、例えばエリアの中で合同研修ができるような仕組みがあったり、オンラインで研修ができるような仕組みがあれば、リーディングカンパニーちょっとやってみようと思いますということが増えたりはしないのでしょうか。

○朴木会長

これをご検討ください。特にオンラインがどれだけできるかできないかというところは具体的にはわからないですけども、ご検討お願いします。

○事務局（藤原女性活躍推進課長代理）

合同でセミナー等を行うことについてご意見いただきましたが、例えばリーディングカンパニーの認証を受けていない企業でも、人事担当者向けに、リーディングカンパニーの取得に向けて会社でどういった問題があるのか、などそういう糸口を見つけるようなセミナー等も行っております。そのようなセミナーを見ていただいて、取組のきっかけにしていただければと思っております。

○鈴木委員

優秀企業表彰制度のような表彰制度とかは作っておられますかね。教えてください。

○事務局（藤原女性活躍推進課長代理）

現在は市長表彰を行っておりまして、大企業部門と中小企業部門に分け、女性活躍の取組が進んでいる企業の表彰をしております。

そこで最優秀賞などの企業に対しましては、ポータルサイトなどで取組を広く皆さんに知っていただけるような情報発信も行っております。

○朴木会長

地域課題について、防災は比較的新しい課題ということもありますし、南海トラフもとても心配なので、注目あるいは注力しなければいけない課題となっているのですが、古くからある課題についても、なかなか困難ではありますが進めていかなければいけないことがたくさんあると思うのです。前田委員そのあたりでご発言をお願いできませんか。

○前田委員

防災については区役所もかなり変わってきておりまして、今まで防災リーダーたちの服装について男性の服装を渡していたのが、女性の服を作って渡してくれました。そのように区役所が変わってきております。

それから私は小規模事業者ですけれども、大企業のように給料を上げるわけにはいかないので社員に3連休を取らせるようにして、社員同士で抜けるところは埋め合わせていくという形で、非常にこの社員間話し合いもうまくいくようになって、今は給料が高いということよりも楽しく働かせていただいて、3日お休みが取れるというので非常にうまくいっているように思います。

小企業としてはそういうところでいかないと給料を大企業のように上げるわけにもいかないので。工夫があればうまくいくのではないかと思います。

男女共同参画でも女性会は、私達で変わっていこうということで、今年はZ世代との共創社会を考えるというテーマを持ち、講師に20代の方に来ていただいて、個を中心にするような考え方のZ世代の方がどのようにしたら私達とうまくいくかということ話し合いするということに、少しこちらの方で変わっていくというようにやっていくようにしております。

○朴木会長

ありがとうございます。

もう一つ議題が残っているのですが、オンライン参加の方はよろしいでしょうか。何か一言おっしゃらなくても大丈夫でしょうか。

そうしましたら次の議題ですね、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の推進と進捗管理について、これを事務局の方からご報告をお願いいたします。

○事務局（樹杉男女共同参画課長）

資料3に基づきまして、ご報告させていただきたいと思います。

資料1のご説明の中でもDVと関連する動きとして少し説明させていただきましたが、令和6年4月1日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことを受け大阪市では法律に基づき基本計画を策定しております。

さらに昨年令和6年8月1日から、親族間暴力など様々な事情により日常生活や社会生活の営むにあたり、困難な問題を抱えている女性に対する女性相談支援による寄り添い支援を開始しております。

寄り添い支援開始後、丸一年が経過しておりますので、取組み状況などをご報告させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

女性の寄り添い支援の対象は、親族間暴力や性暴力などの被害を受けている女性でございます。内容は相談支援から自立支援、アフターケアまで幅広くご本人のニーズに応じた伴走型支援を行っております。

続きまして3ページをご覧ください。

困難な問題を抱える女性への支援の全体像を表した図になります。

様々な関係団体と連携して自立支援を行っておりますが、令和7年7月より追加支援項目として専門の法律相談事業を開始いたしました。この事業は、支援対象者の社会復帰に向けた生活環境作りのサポートとして借金などの法的解決が必要な課題に係る論点整理や、支援の方向性を検討するために法的な助言をいただくというものです。

また居住支援に関しましても、令和8年4月の開始に向けて現在準備を進めているところでございます。

次に取組み状況についてご報告いたします。

4ページをご覧ください。

令和6年度の実績では、相談の内容といたしまして、親族間暴力被害に関するものが最も多く、相談件数に対する割合の約6割を占めております。

親族間暴力被害の内訳は、親からの暴力被害が約7割、他には子からの暴力や兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母などからの暴力被害の相談がございました。

相談件数は単純月平均で比較いたしますと、令和6年度の延べ件数は36.4件に対しまして、令和7年度の月平均延べ件数は50.3件と増加傾向になっております。

相談件数の増加とともに相談内容が複雑化しており、同行支援や長期的な見守り支援が必要な事案も増加しております。

最後に、計画の3つの基本目標についてご報告いたします。

5ページをご覧ください。

1つ目が、本市の緊急一時保護施設等の退所者等、支援対象者の意識が前向きに変化したと感じているかどうかというところでございます。

こちらは対象者アンケートにおいて、多くの方から意識が前向きに変化したと感じられると回答がございました。

2つ目の、関係部署や関係機関において、困難な問題を抱える女性への支援についての理解が深まり、女性相談支援員を中心とする支援体制と他施策との連携が一層進んでいるかどうかというところです。

これに関しましては、区役所や他の相談機関、警察署等から、紹介されて相談に来られた

方が約7割となっており、また必要に応じて関係機関と連携した支援を行っていることから連携が深まっていると考えております。

3点目の民間支援団体等において相互の連携や、行政との連携が深まり、困難な問題を抱える女性が必要な支援により円滑に繋がられている、につきましては、民間支援団体等から本市にお問い合わせをいただくなどの連携は行っているものの、女性相談支援員と連携して支援を行った実績はまだ少ないことから、今後、大阪市女性支援民間支援団体ネットワークで情報提供を行い、必要に応じ、連携した支援を行ってまいりたいと考えております。

本市といたしましては件数にとらわれることなく、必要な方に必要な支援をすることが重要と考えており、令和7年秋には、潜在的な支援対象者や、自力では相談にたどり着くことが難しい方などに対する周知啓発を予定しております。

報告は以上でございます。

○朴木会長

ありがとうございました。時間がほとんどなくなりましたので、ぜひこれはというご質問なりご意見があれば伺いたいのですがよろしいでしょうか。

○鈴木委員

女性の暴力の予防と対策であれば、やはり小中高と経年的な教育をしていくことがすごく重要だと思います。啓発をする際には、例えばその痴漢は犯罪ですというアナウンスされても、手の甲で触ってくるとか、その具体がないと、自分が痴漢を受けているかどうかもわからないので、具体例を例えばイラストにして、電車とか公共交通機関の中に掲示をしていただきたいと思います。DVでも経済的理由がすごく多いですが、それすらも理解できてないので、わかりやすい啓発は文章だけではなくって、イラスト動画を用いていただきたいと思います。

○朴木会長

ありがとうございました。他の方いかがでしょうか。

これについては令和6年から始まりましたので、まだこれからということだと思います。私の意見ですけど、民間とのネットワークこれが課題であるとお書きになっている通りで、民間とうまく繋がっていくということが、この課題については前に進める鍵ではない

かなと思います。大阪市は民間の力がかなり強いところだと思っておりますので、ぜひその辺りご尽力いただきたいと思います。

それからもう一つ女性の困難を抱える女性に対する法律なのですが、数は少なくとも男性も同じような状況になっている人おられます。そこへの配慮といいますか、どういう形でその方たちと繋がっていくことができるのかご検討いただきたいと思います。

他によろしいでしょうか。言い忘れたというようなことがあれば、個別に事務局に問い合わせなり、メールするなりということでよろしいでしょうか。委員の皆様言い忘れたとか聞きたかったということがあれば、事務局の方にメールでご連絡ください。

ありがとうございました。

そうしましたら進行役を事務局にお返しいたしますよろしくお願いします

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

朴木会長ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間にわたりましてご意見等いただきまして誠にありがとうございました。

今後の予定ですが、専門調査部会にて引き続き次期計画についてご議論いただきまして、次期計画の内容をさらに深めさせていただいた後に、今年度中にもう一度審議会を開催させていただき、次期計画に関する報告及び答申内容を決定していきたいと思っております。

その後、答申に基づいた計画案を作成いたしましてパブリックコメントを実施したうえで、次期計画を策定するという流れとなります。

委員の皆様にはご多忙中と存じますが、次回審議会のご参加も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上で審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。